

質問紙③

番号	項目	1. 非常に意識している	2. 意識している	3. あまり意識していない	4. 意識していない
9	被保護者の努力や意欲を尊重し、認める	1.	2.	3.	4.
10	被保護者の生活状況や健康状態等の変化を把握するよう努め、変化に応じて迅速に対応する	1.	2.	3.	4.
11	他に対応する適当な制度や機関がなかったり、対応されるまでに間があったりする場合に、生活上の必要な支援を行う	1.	2.	3.	4.
12	主として身寄りのない被保護者に対して、入院先探しや同行、引越し・死亡時の部屋の片付けなど、身内に代わるような役割を果たす	1.	2.	3.	4.
13	複雑な問題を抱えたケースや対応が困難なケースについて、査察指導員による同行訪問や同席面接により、組織的な対応を行う	1.	2.	3.	4.
14	被保護者や関係者からの苦情や要望に、丁寧に耳を傾ける	1.	2.	3.	4.
15	被保護者や関係者からの苦情や要望に対する検討結果や対応方法を、申し立てた人に可能な範囲で伝える	1.	2.	3.	4.
16	被保護者の状況や援助の経過について、要点をおさえて記録・報告する	1.	2.	3.	4.
17	保護の変更・停廃止等について判断し、根拠とともに記録・報告する	1.	2.	3.	4.
18	保護の変更・停廃止等とその理由、不服申し立て制度、今後の福祉事務所の関与について、被保護者に理解できるよう分かりやすく説明する	1.	2.	3.	4.

処遇方針(援助計画)の評価・見直し の過程

番号	項目	1. 非常に意識している	2. 意識している	3. あまり意識していない	4. 意識していない
1	被保護者の生活に比較的大きな変化が起こった時、これまでの処遇方針(援助計画)を見直す	1.	2.	3.	4.
2	担当者の変更にあたり、処遇(援助)経過の振り返りと処遇方針(援助計画)の見直しを行い、引継ぎ事項を整理する	1.	2.	3.	4.
3	被保護者が、これまでの自身の取り組みや支援のあり方、生活の変化や課題、今後の希望などについて、自分の言葉で表現できるよう支援する	1.	2.	3.	4.
4	処遇方針(援助計画)の修正に、被保護者の希望や意思が反映されるようつとめる	1.	2.	3.	4.
5	被保護者がその人なりの自立に向けた目標を考えられる状況にあるか等、タイミングに配慮しながら、被保護者に目標設定をうながす	1.	2.	3.	4.
6	生活の安定や自立に向けて、課題の優先度や阻害要因を検討し、短期的、中長期的な目標を設定する	1.	2.	3.	4.
7	目標にむけて活用できる一時扶助や地域の社会資源について、被保護者に具体的に情報提供する	1.	2.	3.	4.
8	被保護者の意向に配慮しながら、一時扶助や地域の社会資源の選択・活用の目処をたてる	1.	2.	3.	4.
9	複雑な問題を抱えたケースや、対応が困難なケースについて、ケース診断会議等で処遇方針(援助計画)の修正・見直しを組織的に検討する	1.	2.	3.	4.
10	修正された処遇方針(援助計画)を具体的・明瞭に記録する	1.	2.	3.	4.

質問紙③

番号	項目	1. 非常に意識している	2. 意識している	3. あまり意識していない	4. 意識していない
11	修正された処遇方針（援助計画）について、被保護者に説明し、同意を得るよう努める	1.	2.	3.	4.
12	修正された処遇方針（援助計画）について、関係者と役割を分担する	1.	2.	3.	4.
13	担当地域や地域の社会資源を理解し、必要などきに社会資源の活用・連携が図れるよう、ワーカー個人または組織として関係づくりに努める	1.	2.	3.	4.

保護の廃止の過程

番号	項目	1. 非常に意識している	2. 意識している	3. あまり意識していない	4. 意識していない
1	保護の廃止にあたり、これまでの処遇（援助）経過を振り返り、対応が必要となる事項や引継ぎ先への連絡事項等を整理する	1.	2.	3.	4.
2	保護が廃止になることについて、被保護者に分かりやすく説明し、同意を得る	1.	2.	3.	4.
3	保護の廃止に伴う被保護者の不安等の感情を理解するとともに、被保護者が廃止後の生活に見通しをもって臨めるよう、必要な助言を行う	1.	2.	3.	4.
4	保護廃止に伴い必要となる各制度の手続き（国保加入、年金等）や変更事項（各種減免がなくなること等）、他法他施策への引継ぎ等について、被保護者に理解できるよう分かりやすく説明する	1.	2.	3.	4.
5	保護廃止に伴い被保護者に必要となる各制度の手続き等について、必要に応じ手続きの支援をする	1.	2.	3.	4.
6	引継ぎ先に、必要な情報を可能な範囲で引き継ぐ	1.	2.	3.	4.

質問紙③

番号	項目	1. 非常に意識している	2. 意識している	3. あまり意識していない	4. 意識していない
7	廃止への不服申し立てについて、被保護者に理解できるよう分かりやすく説明する	1.	2.	3.	4.
8	今後も困ったときにはいつでも相談に応じることを、被保護者に伝える	1.	2.	3.	4.
9	保護廃止に関する対応事項、引継ぎ先への連絡事項を明確に記録する	1.	2.	3.	4.

設問2 「保護の実施(保護費の決定と相談援助)」、「処遇方針(援助計画)の評価・見直し」、「保護の廃止」の各過程において、あなたが相談援助をしていく上で特に重要だとお考えになるのはどのようなことですか。設問1の項目から、各過程につき5つ以内で選んでください。

(設問1の項目左にある番号を○で囲んでください)

設問3 設問2で選んだ項目以外に、「保護の実施(保護費の決定と相談援助)」、「処遇方針(援助計画)の評価・見直し」、「保護の廃止」の各過程において、あなたが相談援助をしていく際に心がけていること(具体的行動や考え方)がありますか。いくつでもご記入ください。

(自由記入)

質問紙③

設問4 生活保護の「保護の実施(保護費の決定と相談援助)」、「処遇方針(援助計画)の評価・見直し」、「保護の廃止」の各過程において、あなたが相談者(要保護者)に対して「援助ができています」と感じられるのは、相談者(要保護者)がどのような状態になった時でしょうか。ご自身の経験にもとづき、いくつでも具体的にご記入ください。(自由記入)

設問5 あなたの職務に関してお聞かせください。

(1)あなたの現在のご担当(職務)は、何ですか。ア～ウの該当する記号にマルをつけてください。また、専任、兼任の別についても教えてください。

- ア. 面接相談員 ⇒ a. 専任 b. 兼任(兼任の職務:)
- イ. 現業員(地区担当員)⇒ a. 専任 b. 兼任(兼任の職務:)
- ウ. 査察指導員 ⇒ a. 専任 b. 兼任(兼任の職務:)

(2)あなたの経験年数について、ア～オの該当する記号にマルをつけてください。

① 生活保護担当の現業員(地区担当員)としての経験年数(積算)

- ア. なし イ. 1年未満 ウ. 1年以上3年未満
エ. 3年以上5年未満 オ. 5年以上

② 面接相談員または面接担当(専任、兼任両方含む)としての経験年数(積算)

- ア. なし イ. 1年未満 ウ. 1年以上3年未満
エ. 3年以上5年未満 オ. 5年以上

(3)あなたの担当件数をご記入ください。 およそ _____ ケース(世帯)

質問紙③

(5)以下の資格について、所持しているものがありましたらすべて選んでください。

- ア. 社会福祉主事 イ. 社会福祉士 ウ. 精神保健福祉士
エ. 保健師 オ. ケアマネジャー カ. その他（具体的に ）

(6)あなたの年齢について、ア～エの該当する記号にマルをつけてください。

- ア. 20代 イ. 30代 ウ. 40代 エ. 50代以上

最後に、この調査についてのご感想・ご意見など、ご自由にご記入ください。

質問は以上です。長時間にわたりご協力いただき、大変ありがとうございました。
ご記入がお済みになりましたら、質問紙を封筒に戻し、担当者にご提出ください。

◆資料 4 (続)

(2) 結果抜粋 (平成18年度分担研究報告書 第3章資料3、5)

① 回答者の属性

担当

	度数	パーセント
面接相談員	11	6.7
現業員	139	84.8
査察指導員	12	7.3
無記入	2	1.2
合計	164	100.0

年齢

	度数	パーセント
20代	30	18.3
30代	41	25.0
40代	38	23.2
50代以上	43	26.2
無記入	12	7.3
合計	164	100.0

経験年数

①地区担当員として

	度数	パーセント
1年未満	19	11.6
1年以上3年未満	63	38.4
3年以上5年未満	20	12.2
5年以上	58	35.4
無記入	4	2.4
合計	164	100.0

資格 (複数選択)

N=164	度数	パーセント
社会福祉主事	73	44.5
社会福祉士	9	5.5
精神保健福祉士	1	0.6
保健師	0	0
ケアマネジャー	15	9.1

②面接担当として

	度数	パーセント
なし	54	32.9
1年未満	12	7.3
1年以上3年未満	23	14.0
3年以上5年未満	17	10.4
5年以上	14	8.5
無記入	44	26.8
合計	164	100.0

担当ケース数 (現業員のみ)

	度数	平均値	標準偏差	
全体	134	93.7	13.49	
福祉事務所別	WO1	13	81.9	8.53
	WO2	30	113.8	6.15
	WO3	16	92.1	5.34
	WO4	23	87.6	6.33
	WO5	26	94.1	10.04
	WO6	17	82.2	3.01
	WO7	9	82.4	3.81

② 設問1 回答の分布(%)と平均点(全体・福祉事務所別)

援助過程A 相談の受付から申請受理まで(インタビュー)(N=35)		回答の分布(%)および平均点(最大4点 最小1点)										
番号	項目	非常に意識している	あまり意識していない	全体平均	平均最大差(上位3項目網掛)	WO1 (N=8)	WO2 (N=11)	WO3 (N=4)	WO4 (N=5)	WO5 (N=5)	WO6 (N=1)	WO7 (N=1)
1	窓口や電話に入る相談に迅速に応じ、相談者を待たせない	40.0	60.0	3.4	0.7	3.4	3.1	3.5	3.6	3.8		
2	窓口や電話に入る相談に、その場で一定の助言を提示する	42.9	54.3	3.4	0.4	3.3	3.4	3.5	3.4	3.6		
3	相談者(要保護者)に自己紹介し、相談者(要保護者)の問題解決がはかれるよう支援することが職務であることを説明する	28.6	48.6	3.0	0.9	2.8	2.9	2.8	3.4	3.6		
4	相談者(要保護者)の相談内容について秘密が守られることを説明する	37.1	45.7	3.2	0.8	3.0	3.1	3.0	3.0	3.8		
5	相談者(要保護者)自身が相談内容を自分の言葉で表現できるよう支援する	20.0	65.7	3.0	0.7	3.0	2.7	3.0	3.2	3.4		
6	相談者(要保護者)の相談を、相手を非難・批判することなくよく聞く	34.3	54.3	3.2	1.1	3.5	2.5	3.0	3.6	3.6		
7	相談者(要保護者)の主訴やニーズを明らかにする	57.1	40.0	3.5	0.8	3.5	3.4	3.3	3.8	4.0		
8	ニーズの緊急性や優先度を判断する	60.0	34.3	3.5	0.6	3.4	3.4	3.5	3.8	4.0		

9	家族や地域・他法他施策などの社会資源が活用できるかどうか検討する	60.0	40.0	0.0	0.0	3.6	0.3	3.5	3.6	3.5	3.6	3.8
10	相談者(要保護者)に対し、利用可能な制度(生活保護制度ないし他法他施策)について理解できるように分かりやすく説明する	54.3	45.7	0.0	0.0	3.5	0.8	3.4	3.5	3.3	4.0	3.6
11	要保護者が家族や地域・他法他施策の関係機関/者などの社会資源につながるのを支援する(紹介や直接の引継ぎなど)	37.1	60.0	2.9	0.0	3.3	0.7	3.1	3.2	3.3	3.8	3.6
12	他に対応する適当な制度や機関がなかったり、対応されるまでに間があったりする場合に、生活上の必要な支援を行う	25.7	54.3	20.0	0.0	3.1	0.8	2.9	2.8	3.3	3.4	3.6
13	要保護者に生活保護の申請意思があるか確認し、意思が確認できた場合は申請を受け付ける	42.9	45.7	5.7	5.7	3.3	1.2	3.5	2.6	3.3	3.8	3.6
14	生活保護の申請手続きについて、理解できるように分かりやすく説明する(申請書の記載方法、申請時の必要書類、申請後の調査内容等の説明など)	51.4	45.7	2.9	0.0	3.5	0.7	3.1	3.4	3.5	3.8	3.8
15	生活保護を申請する、しないにかかわらず、相談者(要保護者)が当面の生活の目的をたてられるよう助言する	40.0	60.0	0.0	0.0	3.4	0.6	3.3	3.3	3.3	3.6	3.8
16	相談内容、把握した問題やニーズへの対応などを簡明に記録し、報告する	54.3	45.7	0.0	0.0	3.5	0.6	3.3	3.5	3.5	3.8	3.8
17	組織的対応(同僚や査察指導員等への相談)の必要性を検討し、必要な場合には早急に査察指導員等に連絡・相談する	51.4	48.6	0.0	0.0	3.5	0.7	3.1	3.5	3.8	3.8	3.6

援助過程B 保護の決定のための調査および要否判定の過程 (N=76-8) 回答の分布 (%) および平均点 (最大4点 最小1点)

番号	項目	非常に意識している	あまり意識していない	意識していない	全体平均	平均最大差(上位3項目網掛)	WO1 (N=8)	WO2 (N=12)	WO3 (N=8)	WO4 (N=13)	WO5 (N=12)	WO6 (N=16)	WO7 (N=9)
1	要保護者に対し、保護の決定のための調査・聞き取りを行うことについて説明し、協力をあおぐ	46.2	53.8	0.0	3.5	0.3	3.4	3.5	3.4	3.5	3.6	3.5	3.3
2	申請を受理した後、速やかに訪問調査にとりかかる	47.4	52.6	0.0	3.5	0.5	3.3	3.5	3.1	3.6	3.5	3.6	3.6
3	個々の要保護者の事情や気持ちに配慮しながら、調査・聞き取りの方法を工夫する	37.2	61.5	1.3	3.4	0.4	3.1	3.3	3.5	3.1	3.5	3.5	3.4
4	要保護者が生活困窮にいたった事情や現在の状況について、共感的に理解する	18.2	55.8	23.4	2.9	0.7	2.6	2.5	3.1	2.8	3.2	3.2	2.8
5	要保護者本人以外から情報を収集する場合には、本人の了解を得る	26.9	67.9	3.8	3.2	0.6	3.3	3.3	3.1	3.4	3.4	3.1	2.8
6	保護の決定を法定期間内に行うよう努める	44.9	50.0	5.1	3.4	0.8	3.4	3.5	3.3	3.6	3.8	3.0	3.3
7	調査および収集した情報にもとづいて、要保護者(世帯)の抱える問題やニーズを明らかにする	24.4	74.4	1.3	3.2	0.4	3.0	3.2	3.4	3.3	3.3	3.2	3.3
8	調査および収集した情報にもとづいて、問題の緩和や自立にむけて活用できそうな本人(世帯)の能力やよい面を検討する	21.8	65.4	12.8	3.1	0.3	3.0	3.3	3.0	3.2	3.1	3.0	3.1

9	調査・情報収集した事項、把握したニーズ、要否判定と根拠等を、簡明に記録・報告する	20.5	73.1	6.4	0.0	3.1	0.4	3.0	3.0	3.0	3.2	3.3	3.1	3.4
10	要否判定の結果とその理由、不服申し立て制度、今後の福祉事務所の関与について、申請者に理解できるよう分かりやすく説明する	7.7	56.4	30.8	5.1	2.7	0.4	2.9	2.6	2.6	2.6	2.9	2.5	2.7
11	保護が適用となった人に対し、被保護者の権利と義務について、理解できるよう分かりやすく説明する	26.9	60.3	12.8	0.0	3.1	0.6	3.5	2.9	3.3	3.2	3.1	3.1	3.1
12	保護が却下となった人に対し、今後の生活について必要な助言をするとともに、その人が他法他施策等の社会資源につながるのを支援する（紹介や直接の引継ぎなど）	15.8	63.2	17.1	3.9	2.9	0.6	3.1	2.7	3.3	2.7	2.8	2.9	3.1
13	他の社会資源への引き継ぎが困難なケースや手続き上のトラブルが生じたケース等について、必要に応じて査察指導員等に対応方法を相談する	42.3	51.3	3.8	2.6	3.3	0.7	3.5	3.4	3.5	3.5	3.5	3.2	2.8

援助過程C 処遇方針(援助計画)の策定(N=77-8) 回答の分布(%および平均点(最大4点 最小1点))

番号	項目	非常に意識している	あまり意識していない	全体平均	平均最大差(上位3項目間)	WO1 (N=8)	WO2 (N=12)	WO3 (N=8)	WO4 (N=13)	WO5 (N=12)	WO6 (N=16)	WO7 (N=9)
1	処遇方針(援助計画)の策定にあたり、被保護者自身が生活課題を自分の言葉で表現できるよう支援する	9.0	42.3	2.6	0.5	2.6	2.6	2.8	2.5	2.9	2.4	2.6
2	処遇方針(援助計画)の策定にあたり、必要に応じて保護担当以外の関係者が集まる場を設定する	7.7	47.4	2.4	0.6	2.4	2.3	2.3	2.5	2.7	2.4	2.1
3	処遇方針(援助計画)に被保護者の希望や意思が反映されるようつとめる	9.0	42.3	2.6	1.1	2.1	2.7	3.0	2.6	3.3	2.3	2.2
4	被保護者がその人なりの自立に向けた目標を考えられる状況にあるか等、タイミングに配慮しながら、被保護者に目標設定をうながす	15.4	16.7	3.0	0.3	2.9	3.1	3.0	3.0	3.0	2.9	2.8
5	生活の安定や自立に向けて、課題の優先度や阻害要因を検討し、短期的、中長期的な目標を設定する	11.7	18.2	2.9	0.4	2.9	2.7	2.8	3.0	3.1	2.9	2.9
6	目標にむけて活用できる一時扶助や地域の社会資源について、被保護者に具体的に情報提供する	18.2	14.3	3.0	0.8	3.3	2.8	3.1	3.2	3.1	2.9	2.4
7	被保護者の意向に配慮しながら、一時扶助や地域の社会資源の選択・活用の目処をたてる	11.5	16.7	2.8	0.6	3.0	2.8	3.0	2.9	2.9	2.9	2.4

8	担当地域や地域の社会資源を理解し、必要なら きに社会資源の活用・連携を図れるよう、ワー カー個人または組織として関係づくりに努める	12.8	57.7	23.1	6.4	2.8	0.6	2.8	2.9	2.5	3.1	2.8	2.7	2.6
9	複雑な問題を抱えたケースや、対応が困難な ケースについて、ケース診断会議等で処遇方針 (援助計画)を組織的に検討する	24.4	56.4	16.7	2.6	3.0	0.6	3.1	2.8	3.3	2.7	3.1	3.2	3.1
10	処遇方針(援助計画)を具体的・明瞭に記録す る	11.5	70.5	16.7	1.3	2.9	0.66	2.9	3.1	3.1	2.5	3.1	2.9	3.1
11	被保護者に対し、処遇方針(援助計画)につい て説明し、同意を得るよう努める	6.4	44.9	41.0	7.7	2.5	0.6	2.3	2.4	2.9	2.3	2.8	2.6	2.3
12	処遇方針(援助計画)について、関係者と役割 を分担する	7.7	46.2	39.7	6.4	2.6	0.70	2.6	2.4	2.6	2.9	2.6	2.4	2.2

援助過程D 保護の実施(保護費の決定と相談援助)(N=72-4)

回答の分布(%)および平均点(最大4点 最小1点)

番号	項目	非常に意識している		あまり意識していない		全体平均	平均最大差(上位3項目網目)	WO1(N=8)	WO2(N=9)	WO3(N=6)	WO4(N=12)	WO5(N=15)	WO6(N=16)	WO7(N=9)
		59.5	40.5	0.0	0.0									
1	最低生活費や収入を適正に認定し、正確な扶助費の算定を行う	59.5	40.5	0.0	0.0	3.6	0.3	3.5	3.7	3.7	3.5	3.6	3.5	3.8
2	生活保護の仕組みや受給中の権利・義務について、被保護者に理解できるように分かりやすく説明する	37.8	62.2	0.0	0.0	3.4	0.3	3.3	3.6	3.3	3.4	3.4	3.3	3.3
3	処遇方針(援助計画)にそって、就労自立に向けた具体的な指導・支援を行う	21.6	67.6	10.8	0.0	3.1	0.5	3.4	3.0	3.0	2.9	3.0	3.2	3.3
4	処遇方針(援助計画)にそって、被保護者が身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行なう等、日常生活において自立した生活に近づくことができるよう、具体的な指導・支援を行う	16.2	74.3	8.1	1.4	3.1	0.5	3.1	2.9	3.0	3.0	2.9	3.2	3.3
5	処遇方針(援助計画)にそって、被保護者が社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活をおくれるよう、具体的な指導・支援を行う	14.9	64.9	17.6	2.7	2.9	0.6	3.0	2.7	2.7	3.1	2.9	2.9	3.2
6	被保護者が行う必要のある事柄や、活用できる一時扶助や地域の社会資源について、助言・支援する	23.0	63.5	13.5	0.0	3.1	0.4	3.4	3.1	3.2	3.1	2.9	3.1	3.0
7	具体的な目的や問題意識をもって、本人や関係者への訪問面接や所内面接を行う	23.0	68.9	8.1	0.0	3.1	0.5	3.4	3.1	3.2	2.9	3.0	3.3	3.2
8	被保護者からの相談によく耳を傾け、必要な助言・指導を行う	29.7	67.6	2.7	0.0	3.3	0.77	3.4	3.1	3.8	3.3	3.1	3.3	3.3
9	被保護者の努力や意欲を尊重し、認める	25.7	66.2	5.4	2.7	3.1	0.5	3.4	3.0	3.3	3.1	3.2	3.2	2.9

10	被保護者の生活状況や健康状態等の変化を把握するよう努め、変化に応じて迅速に対応する	12.2	74.3	13.5	0.0	3.0	0.4	3.1	2.8	3.2	2.9	2.8	3.1	3.1
11	他に対応する適当な制度や機関がなかったり、対応されるまでに間があったりする場合に、生活上の必要な支援を行う	12.3	60.3	26.0	1.4	2.8	0.7	2.9	2.4	3.2	3.0	2.8	2.7	3.0
12	主として身寄りのない被保護者に対して、入退院先探しや同行、引越し・死亡時の部屋の片付けなど、身内に代わるような役割を果たす	13.7	43.8	32.9	9.6	2.6	1.0	2.9	2.2	3.0	3.2	2.5	2.4	2.9
13	複雑な問題を抱えたケースや対応が困難なケースについて、査察指導員による同行訪問や同席面接により、組織的な対応を行う	28.4	62.2	6.8	2.7	3.2	0.7	3.3	3.2	3.5	3.3	3.3	2.9	2.8
14	被保護者や関係者からの苦情や要望に、丁寧に耳を傾ける	15.1	76.7	5.5	2.7	3.0	0.5	3.1	2.9	3.3	2.8	3.1	3.1	3.0
15	被保護者や関係者からの苦情や要望に対する検討結果や対応方法を、申し立てた人に可能な範囲で伝える	19.2	68.5	9.6	2.7	3.0	0.9	3.1	2.9	3.7	2.7	3.1	3.1	2.9
16	被保護者の状況や援助の経過について、要点をおさえて記録・報告する	26.4	69.4	4.2	0.0	3.2	0.5	3.3	3.1	3.5	3.1	3.0	3.4	3.3
17	保護の変更・停廃止等について判断し、根拠とともに記録・報告する	37.0	56.2	6.8	0.0	3.3	0.4	3.1	3.2	3.3	3.1	3.4	3.5	3.3
18	保護の変更・停廃止等とその理由、不服申し立て制度、今後の福祉事務所の関与について、被保護者に理解できるよう分かりやすく説明する	17.8	57.5	23.3	1.4	2.9	0.8	3.1	2.8	3.3	2.5	3.0	2.9	3.0

援助過程E 処遇方針(援助計画)の評価・見直し(N=73-5) 回答の分布(%),および平均点(最大4点 最小1点)

番号	項目	非常に意識している	あまり意識していない	全体平均	平均最大差(上位3項目網掛)	WO1 (N=8)	WO2 (N=9)	WO3 (N=6)	WO4 (N=12)	WO5 (N=15)	WO6 (N=16)	WO7 (N=9)
1	被保護者の生活に比較的大きな変化が起こった時、これまでの処遇方針(援助計画)を見直す	17.3	68.0	3.0	0.6	3.0	2.8	3.3	2.8	3.0	3.2	3.1
2	担当者の変更にあたり、処遇(援助)経過の振り返りと処遇方針(援助計画)の見直しを行い、引継ぎ事項を整理する	12.2	60.8	2.8	1.1	3.0	2.7	2.8	2.3	2.7	3.0	3.3
3	被保護者が、これまでの自身の取り組みや支援のあり方、生活の変化や課題、今後の希望などについて、自分の言葉で表現できるよう支援する	8.1	56.8	2.7	0.5	3.0	2.6	3.0	2.5	2.7	2.7	2.8
4	処遇方針(援助計画)の修正に、被保護者の希望や意思が反映されるようつとめる	6.8	51.4	2.6	0.5	2.4	2.4	2.8	2.8	2.7	2.4	2.8
5	被保護者がその人なりの自立に向けた目標を考えられる状況にあるか等、タイミングに配慮しながら、被保護者に目標設定をうながす	12.3	61.6	2.8	0.5	3.0	2.7	3.2	2.8	2.7	2.9	2.8
6	生活の安定や自立に向けて、課題の優先度や障害要因を検討し、短期的、中長期的な目標を設定する	9.5	64.9	2.8	0.6	3.3	2.7	2.7	2.8	2.7	2.9	2.9
7	目標にむけて活用できる一時扶助や地域の社会資源について、被保護者に具体的に情報提供する	10.8	70.3	2.9	0.67	3.1	2.7	3.3	2.8	3.0	2.9	2.7
8	被保護者の意向に配慮しながら、一時扶助や地域の社会資源の選択・活用の目処をたてる	6.8	71.6	2.8	0.6	3.0	2.6	3.0	2.8	2.9	3.0	2.4
9	複雑な問題を抱えたケースや、対応が困難なケースについて、ケース診断会議等で処遇方針(援助計画)の修正・見直しを組織的に検討する	21.3	53.3	2.9	0.9	3.3	2.8	3.2	2.3	3.0	3.0	3.2

10	修正された処遇方針（援助計画）を具体的・明瞭に記録する	17.6	66.2	16.2	0.0	3.0	0.70	3.1	3.0	3.3	2.6	2.9	3.0	3.3
11	修正された処遇方針（援助計画）について、被保護者に説明し、同意を得るよう努める	0.0	51.4	40.5	8.1	2.4	0.6	2.4	2.4	2.0	2.3	2.6	2.5	2.6
12	修正された処遇方針（援助計画）について、関係者と役割を分担する	4.0	53.3	34.7	8.0	2.5	0.6	2.4	2.8	2.5	2.3	2.8	2.6	2.3
13	担当地域や地域の社会資源を理解し、必要ならきに社会資源の活用・連携を図れるよう、ワーカー個人または組織として関係づくりに努める	9.3	64.0	20.0	6.7	2.8	0.6	2.9	2.9	3.0	2.8	2.6	2.8	2.4

援助過程F 保護の廃止(N-73-4) 回答の分布(%)および平均点(最大4点 最小1点)

番号	項目	非常に意識している	意識している	あまり意識していない	意識していない	全体平均	平均最大差(上位3項目間)	WO1 (N=8)	WO2 (N=9)	WO3 (N=6)	WO4 (N=12)	WO5 (N=15)	WO6 (N=16)	WO7 (N=9)
1	保護の廃止にあたり、これまでの処遇(援助)経過を振り返り、対応が必要となる事項や引継ぎ先への連絡事項等を整理する	16.4	58.9	23.3	1.4	2.9	0.71	3.4	2.8	2.7	2.7	2.7	3.1	3.0
2	保護が廃止になることについて、被保護者に分かりやすく説明し、同意を得る	43.8	54.8	1.4	0.0	3.4	0.3	3.6	3.3	3.3	3.5	3.3	3.4	3.6
3	保護の廃止に伴い被保護者の不安等の感情を理解するとともに、被保護者が廃止後の生活に見通しをもつて臨めるよう、必要な助言を行う	42.5	52.1	5.5	0.0	3.4	0.4	3.6	3.2	3.7	3.3	3.3	3.3	3.4
4	保護廃止に伴い必要となる各制度の手続き(国保加入、年金等)や変更事項(各種減免がなくならないこと等)、他法他施策への引継ぎ等について、被保護者に理解できるように分かりやすく説明する	49.3	45.2	5.5	0.0	3.4	0.4	3.6	3.3	3.5	3.3	3.5	3.3	3.7
5	保護廃止に伴い被保護者に必要となる各制度の手続き等について、必要に応じ手続きの支援を引継ぎ先に、必要な情報を可能な範囲で引き継ぐ	27.4	54.8	16.4	1.4	3.1	0.72	3.0	3.1	3.5	3.2	3.1	3.1	2.8
7	廃止への不服申し立てについて、被保護者に理解できるように分かりやすく説明する	13.7	46.6	31.5	8.2	2.7	1.1	3.1	2.9	3.0	2.0	2.7	2.6	2.6
8	今後も困ったときにはいつでも相談に応じることを、被保護者に伝える	32.9	52.1	9.6	5.5	3.1	0.9	3.5	2.8	3.7	2.8	3.1	3.2	3.0
9	保護廃止に関する対応事項、引継ぎ先への連絡事項を明確に記録する	17.8	63.0	17.8	1.4	3.0	0.68	3.4	3.1	3.0	2.7	3.0	2.9	2.9

◆資料 5. 平成 19 (2007) 年度「生活保護の進め方に関するアンケート調査」

(1) 単純集計結果および自由記述 (平成 19 年度分担研究報告書 第 2 章資料)

実施主体：厚生労働科学研究政策科学推進研究事業「生活保護の相談援助業務に関する評価指標の開発と、指標の業務支援ツールとしての応用に関する研究」班

主任研究者 森川美絵 (国立保健医療科学院)
 分担研究者 岡部 卓 (首都大学東京)
 新保美香 (明治学院大学)
 根本久仁子 (聖隷クリストファー大学)

実施時期：2007 年 7 月～8 月

対象者：生活保護担当の現業員で、地区担当経験が 1 年以上 (いない場合は 1 年未満)

対象者の抽出方法：国立保健医療科学院が開催した 2007 年度福祉事務所新任所長研修に参加した福祉事務所 (120 箇所) の所長に協力依頼を行い、生活保護担当係の各係につき 1 名、対象該当者を任意に選定していただいた (平成 19 年 7 月 25 日付文書「生活保護の進め方に関するアンケート調査」ご協力のお願い)。

回答方法：自記式郵送

配布回収：配布数 276 返送数 220 (うち無効 3)、有効回答数 217 (78.6%)

あなたの所属する福祉事務所、あなた自身等についてお答えください。

問 1 あなたの所属する福祉事務所はどのタイプですか。

	度数	パーセント
郡部(都道府県)	28	12.9
市部(市・特別区)	187	86.2
町村	1	0.5
無回答	1	0.5
合計	217	100.0

問 2 あなたの性別と年齢をおたずねします。

①性別	度数	パーセント	②年齢	度数	パーセント
男性	152	70.0	20 歳代	55	25.3
女性	64	29.5	30 歳代	95	43.8
無回答	1	0.5	40 歳代	37	17.1
合計	217	100.0	50 歳以上	30	13.8
			合計	217	100.0

問 3 あなたの生活保護現業員(地区担当員)としての経験年数(通算)をおたずねします。

	度数	パーセント
1 年未満	2	0.9
1 年以上 3 年未満	108	49.8
3 年以上 5 年未満	57	26.3
5 年以上 10 年未満	39	18.0
10 年以上	11	5.1
合計	217	100.0

問 4 以下の資格について、所持しているものがありましたらすべて選んでください。

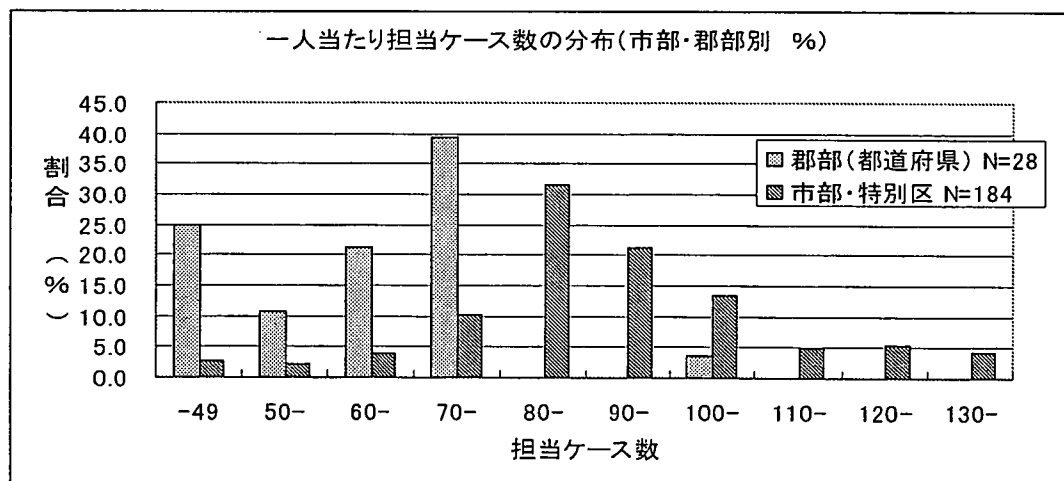
	度数	全回答者に占める割合(%)
何らかの資格を選択	163	75.1
選択なし	54	24.9
合計	217	100.0

所持資格の内訳	度数	全回答者に占める割合(%)
社会福祉主事	161	74.2
社会福祉士	24	11.1
介護支援専門員	8	3.7
その他	10	4.6

ご自身の業務の全体的なことについてうかがいます。

問 5 あなたの担当件数をご記入ください。 およそ ケース (世帯)

ケース数	-49	50-	60-	70-	80-	90-	100-	110-	120-	130-	合計	平均値	中央値
郡部(都道府県)	7	3	6	11	0	0	1				28	57.0	65.5
市部・特別区	5	4	7	19	58	39	25	9	10	8	184	90.0	88.5



問 6 あなたは今、生活保護の現業員としての仕事全体に、どの程度のやりがいと負担を感じていますか。それぞれ、最もあてはまるものを1つ選んでください。

①やりがい			②負担感		
	度数	パーセント		度数	パーセント
感じる	25	11.5	感じる	109	50.2
ある程度感じる	105	48.4	ある程度感じる	88	40.6
あまり感じない	62	28.6	あまり感じない	17	7.8
感じない	24	11.1	感じない	1	0.5
計	216	99.5	計	215	99.1
無回答	1	0.5	無回答	2	0.9
合計	217	100.0	合計	217	100.0